

第2節 徳島県農事試験場の設立

設立の動機

国に農事試験場が設置された当時〔明治 26 年〕は、府県の農事試験場はほとんど未設置の状態であった。明治 27 年(1894)に府県農事試験場規程が制定され、明治 28 年〔1895〕4 月および明治 29 年(1896)4 月に国の試験場・支場長会および、府県の農事巡回教師協議会などで府県の農事試験場のあり方が検討され、その性格が次第に明瞭になってくる。明治 32 年(1899)6 月「府県農事試験場国庫補助法」(法律第 102 号)によって国庫の補助がつくようになり、府県立農事試験場の設置が盛んに行われるようになる。

本県においては、明治 36 年 3 月 31 日付をもって元農商務省農事試験場四国支場が廃止なる

と、その建物(事務所、宿直室、物置、半蒸発室、収穫舎、肥料小屋、農夫舎及物置)の払下を受け、また同場に栽植していた、ミカン、ナシ、リンゴ、モモ、ビワ、カキ、イチヂク等の果樹も無償で譲り受けた。そうして つきのよう

に告示された。

「徳島県告示第百二十一号、本年四月ヨリ左記ノ地ニ徳島県農事試験場ヲ設置ス

明治三十六年四月一日

徳島県知事 亀 井 英三郎

徳島県名東郡加茂名村大字東名東村字戸尻二百二十九番地

ここに徳島県農事試験場の設立をみたのでみる。場長事務取扱として川村雄二郎が四国支場技手から徳島県技手に転じ、同支場施行の試験を継続して実施することとなる。

